

災害時における廃棄物の収集運搬処理等の
連携及び協力に関する協定書

令和7年7月25日

この協定締結を証するため本書7通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月25日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村長

山田 修



乙 茨城県日立市多賀町2丁目10番7号

株式会社オカベ

代表取締役

岡部 英明



茨城県日立市滑川本町5丁目1番3号

株式会社常陽建商

代表取締役

渡部 諭



茨城県那珂郡東海村大字村松3135番地391

株式会社東海クリーン

代表取締役

沼田 元良



茨城県那珂郡東海村大字村松1033番地1

環境保全事業株式会社

代表取締役

荒木田 泰治



茨城県那珂郡東海村大字村松3135番地451

有限会社茨城県リサイクル協会

代表取締役

沼田 元良



丙 茨城県那珂郡東海村大字照沼30番地4

東海村環境整備事業協会

会 長

川崎 敏香



災害時における廃棄物の収集運搬処理等の連携及び協力に関する協定書

東海村（以下「甲」という。）、株式会社オカベ、株式会社常陽建商、株式会社東海クリーン、環境保全事業株式会社及び有限会社茨城県リサイクル協会（以下「乙」という。）、東海村環境整備事業協会（以下「丙」という。）は、「東海村地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、廃棄物処理等業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における災害廃棄物等の処理に関し、甲、乙及び丙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、村内において災害が発生した場合は、乙及び丙に対し、次に掲げる応援協力を要請するものとする。

- （1） 災害廃棄物の分別・収集・運搬
- （2） 災害廃棄物の処分
- （3） 仮置場の管理
- （4） 仮置場での災害廃棄物の分別・中間処理
- （5） 前各号に伴う必要な事業

（協力要請の手続）

第4条 甲は、第3条の規定により乙及び丙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙及び丙に通知するものとする。

- （1） 要請の内容
- （2） 作業場所
- （3） 運搬先、搬入先又は処分先
- （4） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請した後、速やかに要請した内容を記載した書面を乙及び丙に交付するものとする。

3 第1項の場合において、甲は、乙及び丙の円滑な協力が得られるよう、乙及び丙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 乙及び丙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、機材及び車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙及び丙は次に掲げる事項を順守するものとする。

- （1） 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2） 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に務めること。
- （3） 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第6条 乙及び丙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- （1） 協定業務に従事した期日及び時間
- （2） 協定業務に従事した人員、機材及び車両台数
- （3） 協定業務における搬入先ごとの量
- （4） その他必要な事項

（事故の報告）

第7条 乙及び丙は、協定業務において、事故が発生した場合は速やかに甲に対し事故報告書により報告するものとする。

（災害補償）

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった場合の災害補償については、乙及び丙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第9条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（相互の連絡）

第10条 甲、乙及び丙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、同様とする。

（有効期間）

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。